

Title	沢田章著 明治財政の基礎的研究 (維新当初の財政)
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.2 (1935. 2) ,p.307(143)- 312(148)
JaLC DOI	10.14991/001.19350201-0143
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350201-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

30. Hitler rearms. An Exposure of Germany's War Plans Edited by Dorothy Woodman London 1934
である。この書は、ドイツの軍備としての國防軍・將校軍事協會・學生軍事教練・軍隊化された警察・ヒットラー青年團・勞働奉仕隊の軍事的意義、その他海・陸・空の武器製造に關する方面を詳述して、ドイツの再軍備を詳論してゐる。この方面で、中歐における戰雲の解剖したものは、Johannes Steel, The Second World War (松澤寛譯 第二次世界大戰來)である。この書は要領よく、世界における諸戰機を説明してゐるが、殊に中歐關係におきて、それを明白にしてゐる。一讀の價値は確かである。

その他の余の入手したものは、次の如きものがある。

31. L. Brucker-F. Meystre, Sozialpolitik im neuen Reich. München 1934.
32. Dr. Omar Lenze, Das Ende des politischen Liberalismus. Münster i. W. 1934.
33. Heinz Hertel, Das dritte Reich in der Geistesgeschichte. Hamburg 1934.
34. Ernst Raue, Die ideologischen Grundlagen der Staats- und Wirtschaftsauffassung des Nationalsozialismus. Berlin 1934.

一九三五・一・一三稿

澤田章著「明治財政の基礎的研究」 (維新當初の財政)

高村 象 平

著者の言葉を借りれば、「明治の財政史を検討するに當つて最も權威あるものを求めれば何人も『明治財政史』十五冊に指を屈するであらう。本書はその浩瀚なる點に於てもその資料の豊富なる點に於ても他の追従を許さぬものがある。」「ところが仔細に本書を検討してみると」「本書は一名『松方伯財政事歴』と稱する事に依つても」明かなるが如く、「松方大藏大臣時代以前の歴史は極めて粗笨であつて、明治初年の財政は本書に依つて十分知悉することが不可能である。」「而已ならず本書は大體に於て根本的記録文書を涉獵參酌して記述されたものでないことは吾人をして大にその權威を疑はしむるものがある。」「尤も本書の凡例にも「このことは、卒直に斷つてあるが、」「折角貴重なる根本的記録文書を最も手近に控へ自由自在に之を検討涉獵し得る立場にありながら之を顧みなかつたことは」「遺憾の上もない。」「その主要材料としたものは「大藏省沿革志、理財稽蹟、明治貨政考要、國債整理始末、紙幣整理始末、通貨之事略、等々枚舉に遑ないが、是等の書と『明治財政史』と比較検討する時、一字一句異ならぬものがあるに驚かざるを得ぬ。」「甚しきに至つては一字下りにて原文である彼の如くに引用してあるものに『大藏

省沿革志』の文章その儘の所々に散見して居るのである。例へば第四卷三八七頁の大藏省申達文、第五卷三七頁の租税賦課法釐定建議文の如き、いづれも「原文ではなく『大藏省沿革志』その儘の文章である。」「その外、緊切なる事柄にして資料關して詳ならずと斷つてあるやうなものも尠くないが、是等の中には例へば、「彼の獨逸に紙幣の製造注文をなした時の契約書の如き『正寫トモ保存ヲ缺ク』と斷つてあるが、この契約書も大藏省に保存せられて居たのである。」「しかもかの大震災災の爲にこの『明治財政史』の不備を補訂することは不可能となつてしまつた。然るに幸ひにも著者は「明治の末年に際し、大藏省の秘庫に根本史料を搜索検討するの便を得、數年に涉つてあらゆる記録文書を涉獵するの自由を許され、その結果或は影寫し或は拔萃騰寫したる史料は唯一の貴重なるものとなつて現に存在して居る。」「これを利用して著者は『明治財政史』の不備なる點を補訂し、明治財政の真相を闡明ならしめんが爲めに、その第一編として茲に本書を公刊されたのである。

従つて本書の第一章は、「明治財政の根幹を成すもの」でありながら『明治財政史』には何等の記述もなき維新當初の會計基金三百萬兩調達の経緯の記述に當てられ、第二章は、『明治財政史』に於いて「明治貨政考要その儘の説を踏襲して別に不審も挟んで居ない太政官札發行趣旨」の訂正に主點を置き、第三章は、舊貨幣の吹増とそれに對する明治政府の措置の解明を以つてされる。

先づ會計基金並びに金札發行の事情に關する由利公正の實話には誤りがあることを指摘した後、この純然な國債たる會計基金三百萬兩は、「御親征費は勿論、關東大監察使東下費、御東幸御用途等すべての調達金を包括する」ものであつて、これ等後者は決して別種の調達金でないことを注意される。この三百萬兩を豫期の如く募債し得たかに就いては明瞭を缺くが、著者が「會計官調達金元帳」二十六冊を本とし之に「會計局日締帳」「御用途其外調達金

元帳」等數種を參酌し作製した結果は、調達金額總計、二、五五一、八一五兩二分二朱と錢六六五文(このうち關東調達額を除けば二、一四〇、八一五兩二分二朱と錢六六五文)然るに大藏省出納寮書類第二十一冊「京攝其外基立調達金」によれば、二、六七七、一〇一兩三分一朱でありこれに關東に於ける調達分を加算すれば當に三百萬兩以上に達して居る。これに對して著者は、「元來この會計基金の調達なるものは最初に申出でたる額を一時に納入したのもあり、又中には之を數回に分納したのも尠くなかつた。稀には一回分納後遂に未納に了つた者などもあつたが爲めに、表面の調達金額と實際納入金額との間に莫大の差異を生ずるに至つたものではなからうか。」「調達金未納者書拔帳」等の存する者がある所から見ても一面かかる考察も無意味ではなからうと思ふ」と云はれる。更に「八期間歳入歳出決算報告書」に表示する數字は悉く之を信用するに足るかに就いては疑なきを得ぬが、その第一期に於ける調達借入は三、八三八、一〇七圓三七錢八厘であり、「法規分類大全、國債部(未刊)」の基金調達の記事に於ける數字も右と同じであり、いづれも後年の編纂であるだけに多少加減が加へられて居ると思はれるが、然し「概括的に見て先づ會計基金の募集は三百萬兩の豫定額に達し得たものと見るより外ないのであらう」と述べて居る。而して「基金三百萬兩といふ莫大の募債には無論三井・小野・島田・鴻池・長田等富豪の力に待つことの多大であつた事は争はれないが、五兩、十兩、百兩と身分相應に奮つて調達に應じた者の中には、小商人工匠乃至は遊藝家業の者迄もあつたことを忘れてはならない」と云ひ、その概略の數字として(一町中として一括據出せるものある故に明確の數字を示し得ず)、五萬兩以上——六人、一萬兩以上——二三人、五千兩以上——二五人、千兩以上——二八二人、五百兩以上——四三九人、百兩以上——五、七、一、四人、五十兩以上——一、五、四、五人、十兩以上——一、一、八三人、五兩以上——九人、合計九、二、三、六人を算定されて居る。

次に、『明治財政史』が、金札謂ゆる太政官札發行の趣旨は二様の目的（一は財政窮乏の補充、他は殖産の資本供給）があつたのであつて、其發行布告の文面は一方だけの趣旨を説明したのに過ぎないと云つて居るのは附會の解釋である。如何にも金札が財政の窮乏を補填した事實は何人も否むことが出来ぬ。然しこの事實があるからと云つて、直ちに金札發行の趣旨が最初から二様の目的に出たものであるとの理由にはならない。太政官札發行建議者たる山利子の談話にも、亦當時の會計官書類たる「御沙汰帳」の金札發行の趣旨に據つても、當初これが殖産興業の資金として發行されたことは明かである。布告公達後に於いて、財政窮乏、軍費不貲を補填する目的の會計基金金三百萬兩の募債が豫期の三分の一にも達しなかつた爲めの會計の危急に應ずる一時的且つ唯一の手段として、餘儀なくこの太政官札が流用される結果となり、従つて豫定以上に増發の必要も起つたが、然しこの目的の爲めに流用されたのは金札の一部であつて、政府は發行當初の趣旨を何處までも趣旨として没却することなく之を達成するに努力したことに注意せねばならないのである。著者の算定するところに據れば殖産興業資金として列藩、府縣、諸商賈に貸與した金札は計一七、八九四、二〇〇兩、財政窮乏、軍費不貲の補填に流用額三〇、一〇五、八〇〇兩であつた。従つて金額の多寡より論ずれば寧ろ後者が主眼であつたかの如く速了される嫌がないでもないが、然し金札發行の當初の趣旨は金額の多寡によつて變更され得るものでないと著者は説く。而して金札製造場の普請修復に係る費目、金札用紙に係る費目、楮幣司諸入用に係る費目の總計は、金二八四、四〇二兩三歩・銀三匁七分五厘・錢一貫五〇五文と計上される。次いで銀目廢止令が太政官札流通策なりとの説の否を説き、それは寧ろ金札流通難の一原因を齎したものであつたと做し、金札の時價通用善後策を述べる。

擬て太政官札の流通難と軍費不貲とに依つて舊貨幣吹増の餘儀なき結果を齎したが、明治二年二月造幣局新設・

貨幣司廢止に至る迄の間に鑄造した貳分判壹分銀の高は大阪に於いて二、五二三、五三九兩、東京に於ける新貳分判壹分銀吹増壹朱銀合計三、五四〇、三三三兩、そのいづれも贋貨と擇ぶところなく、この劣悪な舊貨幣増鑄によつて維新當初の幣制は愈々混亂し物價は暴騰し外國貿易上に至大な影響を及ぼし遂に國際問題を惹起するに至つたのであつた。而して『明治財政史』第十一卷に掲げられた高輪談判に於ける彼我の問答の大意は、「大藏省沿革志」の文その儘であるが、稍もすれば原文資料であるかの如くに誤解される恐れがあると注意を加へて居る。この談判の結果實施された各開港場に於ける贋貳分金檢勘額に就いて『明治財政史』第十卷三六八頁に「幾何ナリシカ其文書殘闕シテ今之ヲ知ルニ由ナシ」とあるは偽りであつて、著者が大藏省秘庫の原記録文書に依つて調査した結果に據れば、神奈川・大阪・東京運上所・兵庫・長崎・新潟・函館に於ける檢勘總額八二八、八一二兩二分、そのうち贋貨二九九、八三八兩、不證贋貨三五、〇八七兩二分、（小計三三四、九二五兩二分）である。而してこの鑒封贋貨を正貨と引換へた額は二五〇、七六一兩二分、各港に於いて關稅に鑒封贋貨を取立てた額は九二、六七八兩、この二口贋貨合計三四三、四三九兩二分であつた。然しながら贋貨幣の弊害を杜絶する爲めには右と同時に國內に於ける贋貨禁止策を講ずることが一層緊要であつた。これは金札に引換ふることと決せられ、その引換總額は何百萬兩といふ莫大の數に上つたやうであるが的確な數字は指示することが出来ない。何となれば、「大藏本省扱の尾張以東の分、京都大藏省出張所扱の近畿中心地方の分の記録は存在して居るが、大阪大藏省出張所扱の分に係る二十八ヶ國府藩縣の引換記録は僅かにその一部分だけより見當らないからである。」前二者扱の贋貨總額は一、三九六、七七七兩三朱と永九一六文、後者扱の判明せる分は大阪府・三草・高松・鹿兒島・松山・吉田・伯太・徳山・廣島各藩合計一七九、四一二兩、依つて假りに後者扱の分が總計五六十萬兩を降らなかつたものと見れば約二百萬兩からの贋貨があつたのである。

結語として著者は云ふ、「要するに維新の當初に於いて全く一文無しの財政に處するに一時權宜の措置に出たことは誠に事情已むを得ない事柄であつて、基金の調達と云ひ金札の趣旨性質の一變といひ舊貨幣の吹増と云ひ一面にその弊を伴つたことは争へないが、兎も角もこの三者を按排して曲りなりにも財政の危機を支へ能く新政の實を完うせしめた所以は當時如何に政府の苦衷の存したかを十分観察せねばならぬ。妄りにその弊のみを擧げて評價し去るべきものではなからう。殊に政府が金札並贋悪貨の失策に苦き經驗を嘗めたことは、頓がて明治幣制の確立を促進せしめ、一日も早く會計の基礎を鞏固ならしむるの必要を痛感せしめた所以であつて吾人の最も注意すべき點である。尙ほその顛末に就いては更に編を新にして述べて見たいと思ふ」と。斯くて吾々は吾々の手にし得ざる資料に基づき本書第二編、第三編の續刊を希求せざるを得ない。

本書の持つ價值が、何よりも先づ明治初年財政史資料たる點に存するとは、本書を繕く誰人も一樣に考へ及ぶところであらう。その意味に於いても本書續編の刊行によつて、吾々の従來有した資料の補整領域の擴大することは、この分野の研究に努める者のみにでなく一般にとつても多大の喜びとしなければならぬ。しかも亦經濟史家の進路が、斯くの如きの確なる資料の提示と共にその解釋にも亦存することを想到する時、吾々の前途の愈々廣く且つ遠きことを痛感せざるを得ないのである。

追記——上記の如く、著者自らその意志あることを表明され、評者またその實現の日の近きことを希つた本書續編の刊行は、少くとも著者自らの手に成る形態では、遂に公けにされ得なくなつたことを、ここに一言して置かねばならぬ。

本年初頭、著者澤田教授は、本書が市場に出てから一ヶ月ならずして、幽明界を異にされたのである。評者は謹んで哀悼の意を表すると共に、故教授の企圖の後継者の出現を期待して止まぬ者である。——(校正の日に)。

モルゲンシュテルン著「經濟政策の限界」

—— Oskar Morgenstern; Die Grenzen der Wirtschaftspolitik,

136 S. Wien 1934 ——

氣 賀 健 三

本書は「經濟政策の限界」と名附けられて居るが、其説く所の内容よりして其意味を察するに、著者の素志は經濟理論と經濟政策との關係を明にすることに在ると言つてよいであらう。即ち理論經濟學は、應用經濟學とも稱すべき經濟政策に對して如何なる立場に在るものであるか。經濟政策的主張なり判斷なりは直接に理論から演繹されるものであるか何うか。抽象的理論と具體的現實との間の差違は、經濟原理と經濟政策との間の關係に取つては如何に考慮さるべきであるか。之がモルゲンシュテルンの提出せる主要な問題である。

之に對する解答は次の如くである。即ち理論經濟學なるものは其命題の如何なる應用に際しても、全然中立的態度を保持すべく、如何なる經濟政策的要求に對しても依存關係に落入つてはならぬ。又實際上の現象は因果關係が複雑を極めて居つて判斷の據所に迷ふことの頗る多いものであるが、之を確める爲にする因果的説明は飽くまで理論經濟學の追求する所に俟たねばならぬ。如何なる政策的主張と雖ども苟も合理的基礎を得んと欲するならば、理論經濟學を無視しては満足するを得ない。此點に理論は政策の限界を劃するものであるといふのがモ氏の大體の論